

公益財団法人岐阜県浄水事業公社定款

目 次

第1章	総則（第1条～第2条）
第2章	目的及び事業（第3条～第4条）
第3章	資産及び会計（第5条～第9条）
第4章	評議員（第10条～第13条）
第5章	評議員会（第14条～第23条）
第6章	役員（第24条～第32条）
第7章	理事会（第33条～第40条）
第8章	定款の変更、合併及び解散等（第41条～第46条）
第9章	情報公開及び個人情報保護、公告の方法（第47条～第49条）
第10章	事務局等（第50条～第51条）
第11章	補則（第52条）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益財団法人岐阜県浄水事業公社と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県各務原市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、流域下水道施設の運営管理業務を行うほか、下水道に関する知識の普及、啓発等の事業を行うことにより、岐阜県及び県内市町村の下水道事業の振興を図り、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

（公益目的事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 流域下水道施設の運営管理業務に関すること。
- (2) 下水道の水質分析等業務に関すること。
- (3) 流域下水道施設の植栽等管理業務に関すること。
- (4) 下水道知識の普及及び啓発に関すること。
- (5) 下水道技術者の養成に関すること。
- (6) 下水道技術の調査研究に関すること。
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、岐阜県内において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、毎事業年度開始日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、直近の評議員会へ報告するものとする。
3 第1項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 資金収支計算書

2 前項の承認を受けた書類を定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。
3 第1項の書類のほか、次の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつ

て、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。) 又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を岐阜県知事に届け出るものとする。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、原則として無報酬とする。ただし、評議員会等の出席ごとに、その職務の執行の対価として10,500円を限度として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、資金収支計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）評議員、理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準

（3）定款の変更

（4）基本財産の処分又は除外の承認

（5）その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第 10 条又は第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 23 条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上13名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事には、相互に親族その他特殊の関係にあってはならない。

5 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を岐阜県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(役員の損害賠償責任の免除)

第 31 条 この法人は、法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項に規定される役員（役員であった者を含む。）の賠償責任について、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(外部役員の責任限定契約)

第 32 条 この法人は、前条の賠償責任について、外部役員との間で、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第 35 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもつて、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

- 第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事がこれに当たる。

(決議)

- 第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案について異議を述べたときを除き、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

- 第 40 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第 41 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条（目的）及び第 4 条（公益目的事業）並びに第 11 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。
 - 3 認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項にかかる定款の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その変更事項について、岐阜県知事の認定を受けなければならぬ。

4 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を岐阜県知事に届け出なければならぬ。

(合併等)

第 42 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を岐阜県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人、又は、岐阜県及び岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、加茂郡坂祝町、加茂郡川辺町、加茂郡八百津町、可児郡御嵩町（以下「関係市町」という。）に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 45 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人、又は岐阜県及び関係市町に帰属するものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報保護、公告の方法

(情報公開)

第 47 条 この法人は、公正で開かれた活動を促進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 48 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第 10 章 事務局等

(事務局)

第 50 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任免し、その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳票の備え付け)

第 51 条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳票を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事及び監事の名簿
 - (3) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び收支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他、法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の書類及び帳票等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 47 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 11 章 梯則

(委任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の移行登記の時に、それまでの特例民法法人の理事であった者は全員が退任するものとする。
- 4 この法人の登記の日に就任する最初の理事長は、馬場秀一郎、常務理事は、富岡信治とする。
- 5 この法人の登記の日に就任する最初の評議員は、公益財団法人岐阜県浄水事業公社の最初の評議員名簿（別表第2）に掲げる者とする。
- 6 この法人の登記の日に就任する最初の理事及び監事は、公益財団法人岐阜県浄水事業公社の最初の理事・監事名簿（別表第3）に掲げる者とする。

附 則

この定款は、令和3年6月10日から施行する。

別表第1（第5条関係）

基本財産（公益目的事業を行うため不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等
定期預金	40,000,000円

別表第2（附則第5項関係）

公益財団法人岐阜県浄水事業公社の最初の評議員名簿

氏 名
篠 田 成 郎
田 ノ 上 純 一
松 岡 秀 人
武 政 功
海 老 和 允
佐 橋 雅 喜
山 本 騰 騞

別表第3（附則第6項関係）

公益財団法人岐阜県浄水事業公社の最初の理事・監事名簿

理事	馬場秀一郎
理事	富岡信治
理事	柘植藤和
理事	上松武彦
理事	伊藤誠一
理事	篠田幸治
理事	永繩孝博
理事	森光彌
理事	小関昇
理事	原雅博
理事	渡邊力
理事	奥村悟
理事	今井久朗
監事	河田昭男
監事	森敏幸